

令和6年度 第5回 鎌倉市下水道事業運営審議会会議録

1 日時 令和7年（2025年）3月27日（木）13時55分～16時05分

2 場所 山崎浄化センター管理棟 1階 会議室

3 出席者

(1) 委員（五十音順）

堀江信之会長（公益社団法人日本下水道協会）、中川直子副会長（中央大学理工学研究科）、岩村千恵子委員（鎌倉市管工事業協同組合）、風間しのぶ委員（東京大学大学院新領域創成科学研究科社会文化環境学専攻）、北原罔彦委員（市民公募委員）、小碓聡史委員（神奈川県企業庁鎌倉水道営業所）、酒井航委員（日本下水道事業団事業統括部）、田中重代委員（鎌倉市建設業協会）、安井孝委員（東京地方税理士会鎌倉支部）

(2) 幹事及び担当課職員

森都市整備部長、杉浦都市整備部次長兼下水道河川課長、岩崎下水道経営課長、森田浄化センター所長、安富企画課長、進藤財政課担当係長、廣瀬下水道経営課課長補佐、白取下水道経営課担当係長、矢口下水道河川課担当係長、木村浄化センター所長補佐、花田浄化センター担当係長、大八木浄化センター担当係長

(3) 事務局

根本下水道経営課担当係長、畠山下水道経営課主事、堀下水道経営課事務職員

4 議題

(1) 鎌倉市における下水道管の点検の取組について

(2) 下水道使用料の改定について

(3) 鎌倉市公共下水道経営戦略について

5 会議の概要

（会 長） 令和6年度第5回鎌倉市下水道事業運営審議会を開会いたします。
初めに事務局から委員の出席状況他、報告をお願いします。

（事務局） よろしくお願ひいたします。初めに、本日の委員の出席状況について報告します。

本日の委員出席状況につきましては、9名中8名の御出席、うち1名のリモートでの御参加をいただいておりますこと、鎌倉市下水道事業運営審議会条例第7条に規定する定足数に達しておりますことを報告いたします。

また、現在いらしていない委員につきましても、会議の途中からリモートで参加いただけるとの御連絡をいただいております。

続きまして、本日の傍聴について報告いたします。本日傍聴希望はあ

りませんでした。

続きまして、会議資料の公開について報告します。審議会資料につきましては公開することとなっておりますので、御承知おきください。

続きまして、令和6年度第3回審議会の会議録について報告いたします。第3回の審議会の会議録につきましては、3月11日に皆様に御確認のお願いをさせていただきました。後日、修正を反映した議事録を改めて送付させていただきますので、お手数をおかけしますが、再度御確認いただき、御意見がある場合には、4月11日金曜日までに事務局にメール等で御連絡いただきますようお願いいたします。その後、事務局にて、必要に応じて修正等を行い、ホームページに公開します。

続きまして、本日の資料については、資料一式を机上に配付しています。また、次第に記載の参考資料についても、ファイルにまとめて机上に用意してございますので、適宜御覧ください。

なお、本日の会議につきましても、委員個人のお名前は記載しない形で、会議録をホームページに公開いたします。

ここまでで何か質問等はございますか。

(委員からの発言なし)

(会長) よろしいでしょうか。それでは会議を進めたいと思います。次第の3、議題「(1) 鎌倉市における下水道管の点検の取組について」、こちらは事前の通知にはありませんでしたが、埼玉県八潮市における道路陥没事故を受けまして、鎌倉市におきましても緊急点検を実施されたということで、その報告をお願いいたします。

(担当課) 「鎌倉市における下水道管の点検の取組について」説明させていただきます。令和7年1月28日、埼玉県八潮市の中央一丁目交差点で道路陥没事故が発生しました。原因は、埼玉県が管理する「中川流域下水道中央幹線」の呼び径4.75メートルの下水道管の破損とみられています。この事故により八潮市や草加市など周辺9市・3町、約120万人に対して下水道の使用制限がされるなど、日常生活に多大な影響を及ぼしました。そしてこの事故の発生により、全国規模で下水道管路施設に対する緊急点検と補完的に路面下空洞調査の実施が要請されるきっかけとなりました。議題「(1) 鎌倉市における下水道管の点検の取組について」として、埼玉県八潮市道路陥没事故を受け鎌倉市で実施した緊急点検の結果、鎌倉市で実施している下水道の点検について、説明させていただきます。

道路陥没事故の翌日に、国土交通省は、大規模な下水処理場や下水道管を管理する都道府県に緊急点検を要請しました。要請の主な内容は、流域下水道管理者が管理する、晴天時1日最大処理量30万立方メートル以上の、大規模な下水処理場に接続する口径2,000ミリメートル以上の下水管路について、腐食等の施設の異常により、道路陥没のおそれ

ないか「下水道維持管理指針」に基づき、目視等による緊急点検を行うように求めるものです。鎌倉市は、緊急点検の対象になる口径 2,000 ミリメートル以上の下水道管はなかったため、この時点では緊急点検は実施しませんでした。その後、2 月 10 日に、神奈川県県土整備局河川下水道課長から、これまでの点検実施時期に関わらず、緊急点検を行い異常があることが把握された場合、補修を行うなど適切な措置を行うよう事務連絡を受けました。この事務連絡を受け、鎌倉市では、最大管径である 1,350 ミリメートルの下水道管汚水を対象に、2 月 14 日に目視点検を行いました。その結果、異常はみられませんでした。さらに、この調査に加え、3 月 11 日、12 日には、管径 1.35 メートル以上の下水道管汚水・雨水が埋設されている市道について路面下空洞調査を行いました。その結果、危険度の高い空洞は検知されませんでした。なお、お手元には、参考として、ホームページでお知らせしている「下水道管の緊急点検の結果について」をお配りしています。

点検箇所について説明します。市内で管径 1,350 ミリメートルの下水道汚水管が埋設されている箇所は御覧の箇所です。丸 T の記号はこの場所、山崎浄化センターです。箇所図の北側から、大船東污水幹線、大船西污水幹線、図面左下側方向へ向かい、深沢污水幹線、海岸沿いに移りまして、腰越第 1 污水幹線です。この 4 路線、延長約 5.3 キロメートルについて、下水道管の地上部を目視点検と手広交差点付近と腰越海岸のマンホール内から下水道管を目視点検しました。

次に、路面下空洞調査箇所について説明します。管径 1,350 ミリメートルの汚水の下水道管が埋設されている市道に加え、岩瀬地区、高野陸橋付近、西鎌倉地区、広町緑地西側地区、七里ガ浜東地区、各地区の一部区間が対象です。特殊な探査車両を使用して、8 路線、延長約 1.8 キロメートルを調査しました。

令和 7 年 3 月 18 日に国土交通省から先に説明した緊急点検とは別に、有識者委員会の提言を踏まえた「下水道管路の全国特別重点調査」の実施要請がありました。調査対象は、管径 2,000 ミリメートル以上かつ、平成 6 年度以前に設置された下水道管路で、①埼玉県八潮市の道路陥没現場と類似の条件の箇所、②構造的に腐食しやすい箇所または過去の調査で腐食が確認され未対策の箇所、③緊急輸送道路で下水道起因の陥没履歴がある箇所、④沈砂池の堆積土砂が顕著に増加した処理場・ポンプ場につながる管路について、優先的に実施するとしています。優先実施は本年夏頃までに実施することとしており、優先以外のその他の下水道管路は 1 年以内に実施することとしています。本市には污水管で管径 2,000 ミリメートル以上の管はありませんが、雨水管に管径 2,000 ミリメートル以上の管路があることから、取組を進める予定です。

ではここで、過去に鎌倉市で起こった陥没事故について、この機会に振り返ってみます。画面左上の画像を御覧ください。平成 22 年 3 月に、七里ガ浜浄化センターへの入口付近にて、歩道舗装工事で舗装版取り壊

しの際に空洞化が確認されたものです。当該箇所は七里ガ浜ポンプ場から汚水排水が圧送され自然流下へ切り替わる箇所で、硫化水素が発生し、鉄筋コンクリート製の污水管が破損していたものです。市発注の道路工事の最中での出来事だっただけに、大きな事故に繋がらず、速やかに緊急修繕がされました。

次に、画面の右下になりますが、平成 28 年に発生した「坂ノ下の鎌倉海浜公園坂ノ下地区付近における海への汚水流出事故」についてです。平成 28 年 4 月 14 日に稲村ガ崎・国道 134 号の歩道の一部の陥没とその周辺の崖の一部が崩落し、神奈川県藤沢土木事務所による応急処置とその後の国道復旧作業が行われる中で、鎌倉市においても、その歩道下に埋設されている内径 800 ミリメートルの污水圧送管の防護対策を行っていたところ、当該圧送管の継手部分からの漏水が確認され、止水作業を施すも漏水が徐々に拡大し、やむを得ず汚水を海に放流した水質事故です。道路陥没により、下水道管が破損したのですが、原因としては、被害箇所の地中の波の浸食作用によってできる窪みに埋め戻された岩石や土砂が長年の浸食等により吸い出されるなど、徐々に空隙が大きくなり、降雨による大量の地下水が土砂の流出を一気に拡大させ、地盤の沈下が急速に進行し、道路の陥没と崖の崩落が発生し、下水道管が破損したものです。道路陥没の発生は下水道起因ではありません。改築工事・復旧工事は平成 28 年度から 29 年度で実施しました。

次に、令和元年に発生した「国道 134 号稲村ガ崎付近における高波による道路擁壁の破損と歩道の沈下」についてです。令和元年 8 月 13 日に、国道 134 号稲村ガ崎付近で高波による道路擁壁の破損と画面真ん中の上の画像のように歩道の沈下が発生し、その後、同年 10 月 13 日の台風 19 号の高波により、さらに画面右上のように歩道下が洗掘され、下水道管 800 ミリメートルが露出しました。下水道管の破損には至っておりませんが、道路管理者の神奈川県藤沢土木事務所からの要請で、県管理の道路擁壁改修工事を施工することに伴い、音無橋付近の下水道管(圧送管)を海側歩道下から車道下へ移設する工事を実施しています。本件も道路陥没の発生は下水道起因ではありません。移設工事は令和 2 年度から実施し、令和 7 年度に完了予定です。並行して神奈川県が実施している「稲村ガ崎擁壁改修工事」は令和 4 年度から実施しており令和 9 年度に完了予定です。

最後に「鎌倉市の下水道の現状と計画的な維持管理・修繕改築」について、説明させていただきます。鎌倉市の下水道は、昭和 33 年の都市計画決定、事業認可を経て、鎌倉処理区については、昭和 47 年に七里ガ浜下水道終末処理場の運転を開始し、今年で 53 年を経過します。大船処理区については、昭和 61 年の都市計画決定、事業認可を経て、平成 5 年に山崎下水道終末処理場の運転を開始し、今年で 31 年を経過します。

令和 5 年度末における、鎌倉市の公共下水道污水管渠の総延長は約 500 キロメートル。このうちの約 24 パーセント、延長約 120 キロメートルが

標準耐用年数の 50 年を超えており、令和 5 年度末時点で、経年劣化などの影響による管渠の破損、木根の侵入による閉塞、大雨時の侵入水による溢水が発生するなど市民の生活環境に影響が出ています。下水道に関する市民要望は年間 200 から 250 件、修繕補修の対応をしたものは年間 60 から 80 件となっています。道路陥没の通報についても年間 5 から 6 件あります。陥没については、必ずしも下水道を原因とするものではなく、他のインフラの施工不良などが原因となっているものもあります。本市では、日頃から職員や民間委託業者により、巡視点検を行い、下水道管汚水・雨水に異常を発見した際には、適宜、修繕を行っています。また、下水道管の流れが悪く腐食のおそれがある箇所は、定期的に清掃し、目視点検を行っています。不具合は管渠だけではありません。終末処理場においても、令和 4 年度に、七里ガ浜浄化センターで B 系 No. 3 送風機が突発故障で緊急停止しました。通常、故障中は予備機で対応しますが、No. 1 送風機の修繕も予定していたため緊急修繕を実施することになりました。令和 6 年度にも山崎浄化センターで B 系 No. 2 送風機が突発故障で緊急停止しています。こちらは修繕の順番を入れ替えて対応を行いました。

持続的な下水道機能確保のため、計画的な維持管理・修繕改築の実施が必要です。鎌倉市公共下水道経営戦略、経営の基本方針では「下水道施設の管理は、これまでは、破損等が発生してから修繕改築を行う「事後保全型管理」としてきましたが、今後、老朽施設が更に増加することから、破損等する前に危険度に応じて修繕改築を行う「予防保全型管理」を順次導入することで、事故の発生を抑制するとともにコストの縮減・平準化を進めていきます。」としています。汚水管路については、令和元年度から 2 年度にかけて詳細調査を行い、修繕改築計画を策定し、令和 3 年 11 月に「鎌倉市ストックマネジメント計画」に「管路施設の改築」を追加し、点検調査の頻度、改築の基準などを定めています。令和 4 年度からは予防保全型管理による改築工事を実施しています。今後の点検調査は腐食のおそれの大きい箇所は、令和 8 年度から重要施設である緊急輸送道路・軌道下布設の管渠は令和元年、2 年実施しましたが、令和 11 年度に点検実施を予定しています。民間開発団地は令和 6 年度から 7 年度で実施中です。点検調査の結果、緊急度の高い箇所で修繕改築を進めていきます。今後も、市民のみなさまの安全・安心確保のため、下水道の維持管理に努めてまいります。以上で説明を終わります。

(会 長) 御説明ありがとうございます。

今の点検関係の説明につきまして、何か御質問とかございますか。

国からの調査対象大口径の管はなく、1.35 メートル以上のものを調べられて、5 キロメートルぐらいだそうです。これは管の中の状態がどの程度分かるものなのでしょうか。

(担当課) 管路上部の路面状態を地上からの点検と、マンホールの蓋を開け内部を目視で点検しました。管路内部については管口付近の状況確認となります。

(会長) マンホールから見える範囲、それから、路面に影響があるような箇所は少なくとも出てこなかったということですね。あともう一つ、過去の事故で平成 28 年に確か 17,000 軒分の汚水を 1 か月、緊急放流のような形でやったということでしたが、そのときには住民の皆さんには使用を抑えてくださいという話は、しているのでしょうか。

(担当課) 使用制限というより「節水に御協力ください」という形で、鎌倉市のホームページからお知らせしております。地区として、西部ポンプ場の流入域で十二所、浄妙寺、二階堂、西御門、材木座、雪ノ下、扇ガ谷、佐助、小町、大町、御成町、笹目町、由比ガ浜、長谷、坂ノ下となっております。

(会長) ありがとうございます。他に何か御質問とか、よろしいでしょうか。
それでは、埼玉の件が非常に大きな口径の管で、かつ腐食も激しかったらしいのですが、120 万人の方に使用の制限をしていたということで、テレビでもいろいろな影響が出ていました。鎌倉でも規模はそれより小さいですが、数万人ぐらいの方に 1 か月ほどをお願いすることはあったということです。このようなことが起きないように、污水管だけで 500 キロメートルあるのではしたか、管の状況をできるだけ把握して、大きな事故が起きないように、日頃からどんどん点検を進めていただくということかと思います。

それでは次に、次第の「(2) 下水道使用料の改定について」、前回事務局から御説明ありましたが、基本水量の区分、どこまでを基本水量とするかということについては、本日の審議会で進めなければいけないということですので、そこを念頭に説明をお願いいたします。

(担当課) 下水道使用料の改定について、資料 2、1 ページを御覧ください。

今後の方向性を確認するに当たり、まず長期的な環境変化について、需要、施設、財務の面から見ていきます。

昭和 30 年代、人口増加や産業発展などにより水の需要は増加しており、鎌倉市では、トイレの水洗化や公衆衛生の向上、河川や海の水質保全などを目的に、昭和 33 年、1958 年に公共下水道事業を開始しました。污水管、中継ポンプ場、終末処理場といった施設を新たに建設し、昭和 47 年、1972 年には一部区域で供用を開始しています。投資のためには多額の借り入れが必要となりますが、排水量が増えるほど必要な施設規模も大きくなるため、節水による排水量の抑制は、費用縮減の効果がありました。

普及率が約 97.8 パーセントとなっている現在、人口の緩やかな減少や

節水型機器の普及などにより、水需要は減少傾向にあり、この傾向は今後も続くものと考えられます。一方、施設について、近年は維持管理が中心となっていますが、老朽化が進む中、今後は維持管理に加えて、再構築が必要となります。財務についても、現在は大規模な投資を中断していることから、債務の返済が中心となっていますが、再構築のためには、新たな借入れが必要となります。今日では、節水による排水量の減少は、使用料収入の減少に繋がり、財政不安定化の要因となっています。

このような長期的な環境変化を踏まえ、実際の鎌倉市の有収水量の推移について、2ページを御覧ください。

青の棒グラフは、下水の有収水量を、オレンジの線グラフは、有収水量を水洗化人口で割った、一人当たりの有収水量を示しています。下水道の処理区域内において、実際に下水道に接続し、使用している人口のことを水洗化人口と言います。また、灰色の棒グラフは、参考として上水の有収水量を示しています。

下水の有収水量は、大規模な集中浄化槽の切り替えなどによる供用開始面積の拡大とともに増加していますが、上水の有収水を見ると、平成11年度、1999年度以降減少傾向にあり、水需要は減少していることが分かります。平成19年度、2007年度に約1,913万立方メートルとピークを迎えた下水の有収水量は、コロナ禍において一時的な増加が見られたものの、令和5年度、2023年度には約1,782万立方メートルまで減少しています。また、一人当たりの有収水量は、平成11年度の134立方メートルをピークに、令和5年度には111立方メートルとなっており、こちらも減少傾向にあります。令和6年度以降の数値はシミュレーションソフトを用いて試算していますが、両方とも減少していくという結果になりました。

続いて、建設改良費の推移について、3ページを御覧ください。

建設改良費は、平成4年度、1992年度にピークを迎えていますが、特に平成17年度、2005年度以降は普及が進んできたことから、財政状況を踏まえて大幅に減少に転じており、現在に至っています。今後は、第4回審議会でお示しした「投資・財政計画 仮試算その3」のとおり、下水道終末処理場ストックマネジメント事業や持続型下水道再整備事業への投資拡大などにより、建設改良費は大幅に増加していくと見込んでいます。

続いて、企業債残高の推移について、4ページを御覧ください。

平成17年度、2005年度以降、投資を大幅に抑制してきたことから、企業債の償還が進み、企業債残高は大幅に減少しています。しかし、今後は投資の再開により、新たに企業債を借入れることから、令和9年度、2027年度以降、企業債残高は増加するものと見込んでいます。

次に、今後目指すべき下水道事業経営の方向性について、5ページを御覧ください。

こちらは、国土交通省の令和2年7月「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」報告書の抜粋になります。報告書には、「中長期的な観点からの適切な収支構造への見直し等」として、「下水道使用料体系としての二部使用料制の原則化等」について記載されています。その内容は、基本使用料割合の逦増、激変緩和、適切な累進度の設定、基本水量制の解消です。

まず、基本使用料割合の逦増について、施設型事業である下水道事業は、固定費の割合が極めて高いため、これを使用水量に関わりなく賦課される基本使用料で回収することが本来的には望ましいものの、その場合には基本使用料が著しく高額となり、小口需要者の負担が大きくなるとの問題があります。しかし、基本使用料収入の割合が低いと、費用構造に比べて非常に不安定な使用料体系となってしまいます。将来の有収水量の減少に備えるためには、基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制を原則としてバランスを取りつつ、基本使用料の割合を漸進的に高めていく必要があります。

その一方で、急激に基本使用料割合を高めることによる影響が生じないよう、必要に応じて激変緩和措置を講ずるなど、適切に対応する必要があります。

また、従量使用料における累進度について、小口使用者の負担を小さくするために、一部の大口使用者のみに過度な負担を強いることは、景気動向で水量の多寡が左右され、経営の不安定化を招きます。このため、使用水量区分ごとの使用者分布の実態及び今後の見通しを十分に踏まえつつ、ボリュームゾーンに分布する使用者群において、汚水処理原価に近い使用料単価を負担することが基本となるように留意すべきとされています。さらに、基本水量制について、基本水量の範囲内の使用者間の負担の公平の観点から、漸進的に解消させていくことが望ましいとされています。

令和5年度の改定に当たっては、このような国の考え方も踏まえ、使用者全体で下水道事業を支えるため、累進度を緩和しました。基本水量の見直しは行いませんでしたが、基本水量に関わらず接続に対して一律に負担する基本使用料のあり方を検討することについて、答申の付帯意見をいただいております。

以上を踏まえ、鎌倉市の現状と方向性を整理します。6ページを御覧ください。

まず、基本使用料割合の逦増と激変緩和についてです。国の調査によると、汚水処理費の89.5パーセントが需要家費と固定費を合わせた固定的経費に当たります。固定的経費は、水量の多寡に関わらず発生する経費であるため、基本使用料で回収することが望ましいものです。しかし、現在の基本使用料の割合は33.8パーセントと、固定的経費の割合に比べ、非常に低い状況となっています。このため、影響に配慮しつつ、漸進的に基本使用料の割合を高めていく必要があります。

次に、適切な累進度の設定についてです。7 ページを御覧ください。

現在の使用料単価を用いて計算した、使用水量別の1立方メートル当たりの金額です。8立方メートル使用した場合の使用料は税抜き930円で、1立方メートル当たりになると、116.3円となります。一方、1,000立方メートル使用した場合の使用料は、税抜き276,594円で、1立方メートル当たり276円となり、大口の使用者ほど負担が大きくなっていることが分かります。

続いて8ページを御覧ください。前回の審議会でもお示ししましたが、月100立方メートルまでの使用者の分布状況のグラフです。棒グラフで示している件数は、16立方メートルを境にして、一気に減少に転じています。一方、線グラフで示した排水量は、20立方メートル前後がボリュームゾーンとなっていることが分かります。

9ページを御覧ください。令和5年度、2023年度の使用者の分布状況を、水道料金と下水道使用料の一括徴収を開始した平成15年度、2003年度のデータと比較しました。

まずは、件数の分布です。件数は、全体では約1.5倍に増加しています。小口の増加率が特に大きく、2倍近くに増えている一方で、月29立方メートル以上の件数は減少しており、1件当たりの水量が減少していることが分かります。一番件数が多い水量を見ても、月17立方メートルから8立方メートルへと減少している状況です。

続いて、10ページが排水量の分布です。排水量は全体では約1.1倍に増えていますが、件数同様に小口の増加率が大きく、排水量の合計で見ても、小口使用者が増えている状況が見てとれます。

11ページを御覧ください。月20立方メートルまでの使用者が約70パーセントを占めている本市においては、小口の使用料収入を増やす必要があります。現在、汚水进行处理するために、1立方メートル当たり175.8円の費用がかかっています。しかし、使用料単価は1立方メートル当たり152.9円となっており、汚水処理原価に達していない状況です。また、先ほど5ページで、「ボリュームゾーンに分布する使用者群において、汚水処理原価に近い使用料単価を負担することが基本となるよう留意すべき」と説明させていただきましたが、本市のボリュームゾーンである月20立方メートルの使用料単価は125.2円と、汚水処理原価に比べてかなり低くなっている状況です。

このような状況を踏まえると、使用者全体で下水道事業を支えるためには、今回の改定においても、累進度を緩和する必要があると考えられます。

次に、基本水量制の解消についてです。12ページを御覧ください。

現在、基本水量未満の使用者は25.4パーセントで、基本水量である8立方メートルの使用者を合わせると、全体の約30パーセントが基本使用料以下の使用者という現状です。今後も、節水型機器の普及や、世帯人数の減少、空き家の増加などにより、1栓当たりの水量は減少していく

と見込んでおり、使用者間の負担の公平性に配慮した、適切な基本水量を設定する必要があります。

以上の内容を基に設定した試算の前提条件を、13 ページにまとめました。

まず、改定率については、第4回審議会での試算と同様、令和8年度から令和17年度までの期間において、令和5年度決算における資本費算入率37.3パーセントを維持することとしています。また、改定期間は令和8年度、令和11年度、令和16年度とし、それぞれの改定率をほぼ同率となるようにしました。なお、現在の経営戦略においては、資本費算入率50パーセントを目標としていますが、仮試算を行ったところ、当初見込んでいた改定率と比べ大幅なものとなったため、第4回審議会において、市民への負担感を考慮し、再試算を行ったものです。

次に、使用料体系の区分については、使用者への影響に配慮しつつ、漸進的に基本使用料割合を高めること、使用者間の負担の公正性に配慮した、適切な基本水量を設定することとします。続いて累進度については、使用者全体で下水道事業を支えるため、累進度を緩和することとし、従量使用量区分の改定率を、区分が上がるごとに1パーセントずつ引き下げることとしました。

試算の結果について、資料3を御覧ください。前回審議会での御意見を踏まえ、四つの試算を行いました。1か月当たり、税抜き単価になります。

試算2-1、2-2は、基本水量を4立方メートルとした場合、試算3-1、3-2は、基本水量を0立方メートルとした場合の試算です。次に、黄色の網かけ部分ですが、試算2-1、3-1は、基本使用料の改定率を平均改定率である20パーセントとしました。一方、試算2-2、3-2は、「基本使用料を1,000円未満にできないか」という御意見を受け、仮に基本使用料995円としています。

さらに、オレンジ色の網かけ部分試算3-1、3-2については、「基本水量を0立方メートルとする場合、1から4立方メートルの従量使用量区分を新設することもある」という御意見を受けたもので、1から4立方メートルの単価を10円、5から8立方メートルの単価を20円としました。なお、前回の審議会において、「新設する従量使用料の単価は20円より高くしても良いのではないか」という御意見を頂戴したところですが、単価を上げることで従量使用量による回収率が高くなり、基本使用料の回収率を下げる結果となってしまったため、今回は20円のまま試算を行っています。

全試算に共通する内容として、累進度を緩和するため、従量使用料の区分が上がるにつれて、改定率が1パーセントずつ下がるように単価を設定しましたが、単価が1円単位であること、また、収入見込額が不足する場合に単価調整を行っていることから、改定率が綺麗に1パーセントずつ下がる結果にはなっておりません。

以上の条件により試算した結果が、下に記載のと通りの単価となります。比較のため、区分変更は行わず、累進度の緩和のみとした場合の参考試算の結果を、一番左に記載しています。

まず、試算 2-1、3-1 は、基本使用料を高く設定しているため、従量使用料の改定率は低めになります。特に試算 3-1 は、1 から 4 立方メートルの従量使用料も発生するため、従量使用料の改定率が一番低い結果となります。

一方、試算 2-2、3-2 については、基本使用料を 1,000 円未満とした分、従量使用料の改定率が高くなっています。特に、試算 2-2 は、1 から 4 立方メートルまでの従量使用料が発生しないため、従量使用料の改定率が一番高い結果となります。

なお、公衆浴場等に係る単価については、仮に現在と同額の 5 円としています。公衆浴場は、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設であることから、低い単価設定としており、下水道使用料の徴収を開始した昭和 47 年、1972 年から現在に至るまで、改定は行っておりません。

参考として、公衆浴場の入浴料金については、物価統制令に基づき都道府県ごとに上限額が定められており、独自に高い料金を設定することはできません。神奈川県においては、直近では物価高や燃料費の高騰などを受け、令和 7 年 3 月に改定されています。

現在、有収水量のうち 5 円で賦課している水量が占める割合は 0.002 パーセント程度となっており、単価を改定しても使用料収入全体への影響は大きくはありませんが、使用者間の負担の公平性の観点なども踏まえ、こういった料金設定が適切なのか御意見を頂戴できればと思います。

資料 4 を御覧ください。資料 3 の単価を基に、実際にお支払いいただく下水道使用料を計算しました。1 か月当たり、税込の金額を記載しています。

試算 2-1、3-1 については、基本使用料を高く設定しているため小口の引上率が高くなっており、一般の使用者への負担は大きくなりますが、その分経営の安定化に繋がりやすい使用料体系となっています。

試算 2-2、3-2 については、基本使用料を低めに設定したため小口使用者の負担は抑えられますが、それ以外の使用水量での引上率は全体的に高くなります。

最後に、それぞれの試算における各区分の回収割合について、資料 5 を御覧ください。比較のため、令和 5 年度の基本使用料と 20 立方メートルで、線を引いております。

まず、基本使用料での回収割合を見てみます。試算 2-1、3-1 では、令和 5 年度と同程度の回収割合を見込むことができる一方、試算 2-2、3-2 では、基本使用料の金額を抑えた分、どうしても回収割合は低くなります。

次に、本市の約 70 パーセントを占める 20 立方メートルまでの回収割

合を見てみます。試算 2-1、3-1 では、基本使用料で回収できる分、20 立方メートルまでの回収割合も高くなっていますが、試算 2-2、3-2 では、令和 5 年度と同程度が少し低い回収割合となっています。

以上、試算の結果について説明してまいりましたが、使用料改定の基本的な方向性である「漸進的に基本使用料割合を高める」「累進度を緩和する」「適切な基本水量を設定する」という視点で試算結果を見ると、試算 3-1 が、一番方向性に合った試算となっていると考えているところです。

以上で説明を終わります。

(会 長) 何か御質問等ございますか。

(委 員) データをいただいて、一番分からなかったのが、資料 2 の 5 ページ目、一番下の「基本水量制の解消」という言葉です。多分、この基本水量制の解消という言葉を広報等で出した場合には、他の言葉と混同するとか、いろいろな誤解も生じる気がしますので、その基本水量制、これは国土交通省が言った言葉かもしれませんが、もう少し何か上手く表現できないのかという気がいたします。基本水量制を解消しろとはどういうことだろうかということです。

(担 当 課) 本日お配りしました資料上は、国土交通省の報告書をそのまま抜粋しておりますが、今後市民向けにお知らせしていくときには、この辺りをより分かりやすい言葉にしてお伝えしていければと思います。ありがとうございます。

(会 長) 他には何かありますか。

かなりボリュームのある説明だったので、復習してみると、水をたくさん使う時代が終わって、どんどん減っていく時代になってきた。それから下水道の普及が終わると、投資は 1 回下がることが多いのですが、本来は、例えば 1,000 億円のインフラ資産があって耐用年数が例えば 40 年であつたら、単純計算すると、毎年 25 億円を投資していけば健全を保てるということになるわけですが、多くのところでは、まとめて投資をしばらく減らして置いておいている間に、耐用年数が来る管はどんどん出てくる。また機械だと、例えば 15 年とか 20 年で錆びたりして駄目になるので機械を入れ替えていくのですが、投資額をずっと下げたままですと、設備、それから管路も全部老朽化が進む。そうすると大きな事故が起きないまでも、小さい穴が開いたり、あるいは何軒かで逆流が起こったりとか、あるいは隙間から雨が降ると多量の水が入り込んでしまっていて、処理場で無駄な水を処理していたりとか、いろいろな課題がどんどん増えていきます。そのままほっとくと、そのうち大きな事故が起こるというわけで、それを防ぐために新たに再構築をしていくというのが、

その3ページのグラフになるということです。一時は年間120億円とか、非常に大きな投資を毎年していたわけですが、近年だと作り変える投資は止めていた期間が10年ぐらいずっとあるのですが、もうこれ以上先延ばしにできないです。

それから効率を考えれば、処理場は一つにまとめた方が良く。元々古い処理場は、もう耐震設計ができないということで、いずれ止めなければいけないわけですが、そうすると、この6年以降の緑のグラフを見ていただくと、一気に大きな投資をしなければいけない時期にきていると言えるかと思います。

これを借金の額で見ると、次のページのように投資を止めれば当然、毎年少しずつ借金は返していくわけなので、残っている債務は昔の4割ぐらいまで下がった、6割ほどはもう返し終えたということになるわけですが、これからまたお金を借りながら作り替えるということになります。それを考えて、今度使用料の原則として全国的な方向として、基本使用料の割合を増やすということで、全国的には今3割ぐらいですが、超長期では9割ぐらいまで、かなり大変ですが、少しずつ基本使用料での回収割合は伸ばしていくというのが第一原則です。それから累進度については、高い料金を大口の人は払っているというわけですが、7ページですね。大口の人は同じ1立方メートルを使っても、小口の人に比べると2.5倍ぐらい払っている。これだけ差をつける意味が昔ほどはないことと、この差が大きいほど将来の経営不安要因になっていくので、これを少しずつ緩和していくというのがもう一つ。それで今、言葉遣いの議論が出ましたが、原則で言う基本水量制の解消、この言葉は解説のところを見ると、負担の公平の観点から、課題もありますので、基本的には払っていただく方の公平感を念頭に置いて、将来的には、基本使用料というのをやめて、0立方メートルから少しずつ値段が上がっていく方向に少しずつ変えていくということかと思っています。

ということですが、先ほどの原則でいうと、基本使用料の割合を増やしていくということと、基本水量をやめるということは、実は逆行すると、試算をすると分かってくる。資料5の横の棒グラフとかを見ていただくと、基本原則1番の、基本使用料の割合を増やすということで、今3割ぐらいのもの、長期的には9割と言いますが、その青の部分で回収する割合、これを現在からどれだけ右に動かすか、というのが原則の1番ということになるわけです。ところが、例えば基本使用料が今8立方メートルのところまで同じ値段ですが、これを4立方メートルまでが基本使用料だということで、使用料を0に近づけるような改定をした場合は、特に使用料の一番安い部分が1,000円を切る試算を1回してみたのですが、そうするともう逆に基本使用料割合下がってきてしまう。試算の2-1と3-1だと微妙に青のところが右に動くという感じですかね。基本使用料を0に近づけるほど、極めて小口の支払い額は下がり、少ししか使っていない人は、若干公平感が上がるわけですが、そこ

で回収する基本使用料割合は下がってしまうということを、どこでバランスをとるか。

よく分からない部分とかありますか。

(委員) 先ほどから御説明を伺って、今後の方向性ですとか、安定性を考えると、やはりこの中では試算の3-1が望ましいと考えられるのですが、全く使用してない方、別荘や空き家で、接続を切っていないという方は払うということになるのですかね。現行よりも細分化していますよね。ですから、4立方メートルまでしか使っていない、ほとんど一人暮らしの方たちは、細分化したけれども、現行よりも水道料金が上がっているということに対して、やっぱり苦情など出るのではないかと予想します。その方たちに納得してもらうには、どうしたら良いのかと思います。

(幹事) まず試算のポイントとして、実質的な値下げになってしまう方が出ないように調整をしています。従いまして、試算の2-2ですとか3-2で、1,000円を下回るといっても、あまり下げ過ぎてしまいますと、改定をしたことによって実質値下げという方が発生してしまいます。もう一つは現行の基本使用料8立方メートルまで使えるもので、これを平均改定率で改定した場合、この金額を仮に4であっても0であっても、下回らないように基本使用料の基本の回収率を高めるというところをまず着目して試算をしたというものが、試算の2-1と3-1になってまいります。今御質問で、そういった場合、0の方というのは、0から0なのでそれほど大きな改定になっていないのですが、例えばこれが4立方メートルの方であったり、7立方メートルの方であったりというところなのですが、まだこの累進度がそれほど高くありませんので、ここだけ急激に値上げしてくるという形ではありません。例えば資料4見ていただきますと、今8立方メートル使っている方は1,023円で、これを参考に平均改定率で改定しますと、1,248円。仮に試算3-1の8立方メートルの方ですと、1,359円。100円ちょっと値上げにはなるのですが、この辺りのことで、小口の方に激変にならない方法を取りまして、今回改定の試算をしておりますので、そういったところを丁寧に説明していく必要があると認識しているところです。

(委員) いただいたデータの中で、これだと思ったのはどれか率直に申し上げますと、試算3-1です。試算3-1が一番良いと思いました。市民の側から見るとどうなのか、我が家の水道料金と下水道料金、それから別なところで払っている水道料金と下水道料金を比べて、いろいろ考えてみました。基本使用料を1,000円未満に収めたいということは、前回の議論で出て、そのとおりだったのですけれども、今のお米の値段、これが一時的なものか、そうでないのかということもあると思いますが、お米よりも水の方が、もっと切実だと私は考えます。ここで無理をして、もちろん可能

ならば、999 円は理想ですけれども、1,116 円か、この 1,116 円を、もう少し小さくするかということはあるかもしれませんが、4 桁になっても、むしろ、ここはもう為政者の判断ですけれども、いろいろ今出たような市民に対する説明で苦勞することはあるでしょうけれども、やはり使い放題・乗り放題、「山手線 1 周乗り放題 100 円です」というような時代ではないということです。人口減少が迫る社会で、下水道はどうしようもないということの説明に努めていくしかないと感じますし、八潮市の事故なんかもそうですけれども、とにかく、お水はペットボトルで買うことはできますけれども、自分の体を通してしまったものは、なかなか皆さん自分では処分・始末できないわけですから、先々のことを考えたら、やはり少ない人たちでやるしかない。大口が増えるかどうかというようなことは全く分からないわけですから、そこはあてにしないで、自治体の下水道である以上、もうその自治体でやるしかない。あとは全国的に不公平な部分があれば、それはもう政府として考えてもらうしかないと思います。

（会長） 他に御不明な点や感想はありますか。

経営戦略を作ったときの議論では投資のことを考えて、資本算入率を 50 パーセントにするのが次の段階だと言っていました。ところが 50 パーセントにしようとする、改定率が 3 割近くと、大きく負担が増えるのではないかとということで、資本費算入率は本来上げていかなければいけないのですが、少なくとも現状より下がるのはまずいとする、平均で 2 割ぐらいの改定となったので、細かい計算をしてみたということです。

あとは基本使用料ですが、基本使用料の回収率を上げるという前提で、極小口でも、少しでも水量が少なればいくらか安くなるよう、0 立方メートルまで一気にやるというパターンが 3-1、それから 4 立方メートルと途中で止めるのが 2-1 という計算です。ちなみに水道が 4 立方メートルにしたはずかと思いますが、それと違うことにしても、特に大きな問題はないということですか。

（担当課） 水道料金が令和 6 年 10 月に改定を行っておりまして、一般家庭の方ですと 13 から 25 口径の栓になってくるかと思うのですが、その方たちの基本水量が 8 立方メートルから 4 立方メートルに変わっております。今回、下水道の使用料で、それと違う区分を設定したとしても特段問題はないことを確認しております。

（会長） よろしいですか。

基本水量を決めなければいけないということで、現在 8 立方メートルのところ、試算の 3-1、0 まで一気に下げていくという御意見もありますが、他に御意見ありますか。

(委員) 一応確認ということで、資料４で確認をさせていただきたいのですが、１か月当たりの税込の下水道使用料比較を出していただいている中で、試算３－１ということで、８立方メートルですかね。ここだけが多分３０パーセントを超える引上率と、改定率としては、おそらく他のものと比べても２０パーセント以内ということで収まっていると思うのですが、ここ８立方メートルまで多分結構なボリュームゾーンということ、ここを狙ってここが上がっているということになるっていう、そういう理解でよろしいですか。

(担当課) 試算の３－１につきましては、まず基本使用料の部分を平均改定率である２０パーセント改正した上で、１から４立方メートルを１０円、５から８立方メートルを２０円で計算した結果なので、特別８立方メートルを、ボリュームゾーンなので意識的に上げたという形ではありません。今回、仮にこの前提で試算３－１の単価を示させていただいて、その計算結果が資料４になりますので、次回の審議会に向けて、例えば、「８立方メートルのところを少し下げられないか」とか、逆に「基本使用料をもっと上げてみたり」とか「もう少し負担を抑えてあげたり」といった御意見をいただければそれに合わせた試算をして、お示しすることも可能だと考えております。ありがとうございます。

(委員) 自分の立場的なところで言えば、ボリュームゾーンのところにある程度の御負担をいただきつつ、激変緩和は当然入れるというような方向の方が望ましいというのが、やっぱり結局資本費算入率のお話もありましたけれど、上げたことで経営が安定化するとか、今後投資を行っていくだけの原資となるものをどれだけ確保できるかという観点が、今せっかく下水道使用料を引き上げることが今後、特に改築更新だけではなくて今回の緊急点検みたいな、より突発的に何かを生じるということが起きないように、安全安心だとよく言われますけれども、そういった観点も含めると、こういった引き上げをしたことによって、ただ、できるだけその引き上げたのだからなるべくその引き上げた中で、しばらくは持ってほしいという、多分お気持ちが皆さん持たれていると思いますので、せっかく上げたからには、少なくともこれで十数年はもってほしいというような多分お気持ちを持たれる方も多いとは思いますが、そういったこれを上げたことによって、２０年、３０年持っているということにはならないにしても、未来的な視点もあってこのぐらい上げたところはお示しをしていただいた方が良く思った次第でございます。

(幹事) 今回改定をして、正直１０年というか実際には、また３年で見直しをしなければいけないというのが経営戦略上の考えとしてはあるのですが、おっしゃるとおり、ボリュームゾーンにある程度ターゲットを当てて、やはりどこかで改定のしわ寄せではないのですが、どうしてもランクと

いますか、区分を変えますと、あるところはちょっと改定率が全体としては高めに見える、あるところは逆に得したかのように見えてしまうようなことが発生してしまいます。これは鎌倉市に限ったことではなくて、全国的にやはりどうしてもそういう時期が来るのですが、御意見いただいたとおり、ボリュームゾーンというところに一つターゲットを当てて、さらに逆折れを少しでも解消できるように、激変緩和を検討していくということで、今後試算をもう一度、この辺りを考えながら次回お示しできればいいと考えております。

(会長) 他にはよろしいでしょうか。では、試算の1、基本水量は0立方メートルで、0立方メートルから1立方メートル使えば、少しずつ値段は上がっていくという方針で進めることでよろしいでしょうか。

(委員から異議なしの声あり)

(会長) では、いろいろ御意見いただきましたけれども、0立方メートルで進めたいと思います。そうすると次回の審議会では、0立方メートルの場合の立方メートルごとに区分の単価も決めていく必要があります。今回一つ試算として出されていますけれども、今の御意見とかも踏まえて、さらにどのような試算を行ってもらいたいとかありましたら、御意見をいただけないでしょうか。

只今、委員がリモートで入られました。よろしくお願いいたします。

(委員) よろしく願いいたします。

(会長) 従来、8立方メートルまでが基本水量でしたが、これを0立方メートルまで下げて、今後の試算を進めていくというところまでが、ここまでの議論でした。

今後試算に当たって、「こういうケース」、「こういう視点で資料を作れないか」など、あるようでしたら、御意見いただければと思います。

(委員) 水道料金を昨年改定したときに、4立方メートルという新しい区分を作られたと思いますが、そのときの議論の中で、8立方メートルを4立方メートルにした後、将来的にはさらにその半分の2立方メートルとか3立方メートルとかというようなことも、考えないといけないというような意見が出たかどうか教えてください。

(委員) 私どもの議論の中では4立方メートルにはさせていただきましたけれども、その先にかくあるべしといったようなところまで将来を見通して、議論は今のところはさせていただいてないという状況になります。

以上でございます。

(委員) ありがとうございます。それでは、この後のことです。試算で追加するかどうか微妙なのですが、試算3-1のところ、他の委員からも御指摘がありましたように、8立方メートルとか10立方メートルのボリュームゾーンの引上率が、他のゾーンと比べると大きな数字になっています。いつもそうなのですが、納得してもらおうというか、説得するときに、パーセントが良いのか絶対額なのか、その辺のことは非常に難しいので、実際にどうなるか分かりませんが、もし試算をするのであれば、この32.8パーセントとか29.6パーセントという数字を、特に32.8パーセントを若干下げて30パーセントに近づけた場合に、逆にずっとこの資料4の表の下の方、減り方が19、18、17で上手くいっているのですが、その後100立方メートルのところは15.2パーセントですけれども、この辺を例えば16.5パーセントに増やした場合に、今の29.6パーセントとか、32.8パーセントの数字をどこまで減らせるのか、あまり減らないか無理かなという気もしますが、やってみていただければ参考になるかと思います。

(担当課) 御意見ありがとうございます。試算3-1の8立方メートル、また10立方メートルの方も引上率が高いので、そこを少し低めにする試算を見てみたいという御意見かと思います。実際試算してみないと確実なところはお伝えできないのですが、8立方メートルとか10立方メートルの引上率を下げるとなると、基本使用料をもっと安くするか、もしくは8立方メートルまでの、今10円と20円で試算しているところの単価を下げるかのどちらかになってくるかと思います。おそらく基本使用料の回収割合は極力下げない方向がよろしいかと思いますので、試算するとなると、今10円、20円で試算しているところをもう少し安くしないと、8立方メートルのところは下がってこないと思います。10立方メートルの方ですと、その次の今9、10でいただいている単価の改定率を少し抑えて、その分大口に見ていただくということはあるかと思いますが、今のお話ですと、1から4立方メートル、5から8立方メートルの単価を少し低めにした試算をお作りして、大口にどの程度影響があるかを見てみるようなイメージでよろしいですか。

(委員) はい。

(担当課) ありがとうございます。一つそれで用意してみようと思います。

(会長) 今の説明だと、1から4立方メートルのところというと、資料の3でいうと、どこをいじる感じになるのでしょうか。

(担当課) 資料の3ですと、オレンジに色付けさせていただいているところです。ここを少し下げないと、8立方メートルの方の引上率が下がってこない

と思いますので、ここを下げて、9 立方メートル以上の従量使用料単価で少しバランスを取るようなイメージになってくると思います。

(会 長) この20円のところを10円とか5円とかにしてというイメージですか。

(担当 課) そうでなければ、基本使用料を下げることになってしまうので、そこはできたら平均改定率は保てた方が良くと思います。

(会 長) 分かりました。そうすると、基本水量制を廃止するとなったので、8 立方メートルよりも下の人は、これまでは全部フラットだったので、0 立方メートルの人も8 立方メートルの人と同じ基本料金を払ってもらっていたのですが、それを廃止して、0 立方メートルはいくらかでも8 立方メートルの人よりも安くする。その差を立方メートル当たり 20 円で試算したものをカーブを少し寝かせてフラットに近づけて試算するということですね。

他に特になければ、進ませていただきます。

(担当 課) 会長よろしいですか。先ほど公衆浴場の単価についても少し説明させていただいたのですが、その辺り御意見頂戴できるようでしたらお願いできますと幸いです。

(会 長) 資料の3の一番下にある、公衆浴場。多分非常に水をたくさん使っていて、昔はお風呂屋さんに行くのが普通だったと思いますけども、5円はいつからこうですか。

(担当 課) 昭和47年の使用料の徴収を始めたときから同額となっております。

(会 長) 昭和47年から変わっていないそうで、料金全体の中で、改定による収入増効果はそう大きくないそうですが、公平感からいって、昭和47年度のままで良いのかという議論もあるかと思います。

(委 員) 公衆浴場のことですが、今、市内の公衆浴場は数がもうどんどん減っていて、風前の灯ではないかと思うのですが、公衆浴場の使用水量の実態というかデータはあるのでしょうか。

(担当 課) 現在、市内の公衆浴場は4か所となっております。使用水量についてはかなり差があり、一概にこの程度ですというお伝えができないのですが、使っているところだと1,000から2,000立方メートル程度、少ないところだと100立方メートルから200立方メートルのところもあるようです。

(委員) 確か入浴券というのも、市からある年齢以上の方には配られているかと思いますが、公衆浴場の料金はずっと据え置いたままにするのが良いかというのは、卵の値段のことも比較としてはあるので、上げるのも一つの選択肢という気もしますけれども、一方では、高齢者だとか、弱い者をいじめるのかというようなことが議会から出てくるような気もしますので難しいのですけれども、あまり変えても意味がないというか、あまり下水道行政には利益にならないという気もしますが、この際上げるというか変えたと、そしてそれで困る人たちには、今言いましたような無料券の方でカバーしてもらおうというようなことも考えられますから、そこは政治的な判断に委ねたら良いという気がします。一応、審議会での意見として、何か一言、公衆浴場の件については、変えても良いのかなという気がします。

(担当課) 御意見ありがとうございます。先ほど少しお話させていただきましたが、入浴料金については物価統制令の適用を受けていますので、下水道使用料が値上がりをしたので入浴料金が上がるかということ、そこが直結するものではありません。今御紹介いただきましたが、鎌倉市は65歳以上の方に対して1回につき260円で入浴できる助成券をお配りしていますが、入ってくる金額は公衆浴場として違いはないので、単純に費用面での負担に公衆浴場がどこまで耐えられるかという話になってくるかとは思いますが。利用人数が減ってきている中、経営が厳しいというお話もあるということは伺っておりまして、営業日数を減らしているところもあるそうです。あと、設備面でやはりお金がかかってしまうようなので、老朽化が進んでくると、設備を入れ替えるタイミングで廃業してしまうところもあるということのようです。

(委員) 公衆浴場はあまり詳しくないのですが、確か料金が520円とかで、その料金が上げられないようになっていきますよね。そうしますと、下水使用料が増えてしまうと、燃料費も高騰している中で、公衆浴場の経営が難しくなることは考えられますよね。そうすると、公衆浴場が減ってってしまう傾向にはなっていて、それがこの鎌倉市民の方々にとって、それで構わないのかどうかという問題のような気がします。ですから、先ほどからの議論の流れで、公衆浴場の下水道料金も上げた方が良いでしょう、一概には言えないと思います。今のところは、かなり慎重に考えられた方が良いでしょうな気がします。

(担当課) 御意見ありがとうございます。今月料金の改定がありまして、大人で550円が神奈川県料金になっています。ちなみに、その前が令和6年2月1日から530円、今回20円の値上げになっているようです。

(会長) 普通に払っていらっしゃる方は、昭和時代からすると、かなり値上が

っていて、一方でお風呂屋さんはずっと 5 円で良いのか。お風呂屋さんの料金というのは何年かごとに過去は見直してきているのですか。

(担当 課) 入浴料金の見直しのお話でよろしいですか。少々お待ちください。

神奈川県が公表している資料ですと、今回の前が令和 6 年 2 月 1 日、その前が令和 4 年 9 月 1 日なので、毎年どうするか議論はやっていらっしゃるようです。「据え置きです」というようなコメントが入っている年もありますので。ただ今回は、浴場事業者から物価高騰とかでいろいろ厳しくなっている、見直しをお願いしますというような御意見を受けて審議した結果、値上げしたといった会議録が公開されているのを確認したところです。

(会 長) 制度的には毎年議論することになっていそうな雰囲気ですかね。

(担当 課) 制度的にというところまでは分かりません。

(会 長) 多分ボイラーとかも、燃料費は上がっているかもしれないですね。

他には何か御感想とかあればお願いします。

昭和から物価全体と入浴料金はどのくらい上がっているのか、後で教えてください。今は決められないのですが、改定するか、次に決めるというパターンでも良いですね。

(担当 課) ありがとうございます。そうしましたら、追加でそのような資料を皆さんにお渡しして、また次回以降、御議論いただければと思いますのでよろしくお願いします。

(会 長) ありがとうございます。ここで休憩します。

(休憩)

(会 長) 今後の試算について、1 回ここでまとめておいた方が良いですか。

(担当 課) ありがとうございます。先ほど御意見いただいた内容ですと、試算をもう 1 パターンをお示しするイメージかと思います。試算 3-1 を基本とし、8 立方メートル使用した方、10 立方メートル使用した方の引上率が、もう少し低くなるように試算をさせていただきます。そのため、1 から 4 立方メートル、5 から 8 立方メートル、この従量使用料単価のところで少し調整させていただいて、引上率が下げられないかを試算しようと思います。

また、公衆浴場の単価については、ひとまず次回資料をお示しした上で議論を進めるというところで、5 円のまま資料を準備させていただこ

うと思います。

(会 長) よろしいでしょうか。それでは次に、資料 6 で減免関係の説明をお願いします。

(担 当 課) 引き続きまして、下水道使用料の減免制度について説明いたします。
資料は 6 になります。

鎌倉市では現在、個人と社会福祉事業を営む者を対象とした、下水道使用料の減免制度を実施しております。

まず、個人を対象とした減免制度については、上下水道料金の一括徴収を開始した平成 15 年 4 月に、水道料金の減免制度に合わせる形で導入したものです。児童扶養手当の受給者や障害者、要介護者といった個人を対象とした減免制度で、1 か月当たり 8 立方メートルまでの使用料、つまり基本水量分の使用料を減免しています。

次に、社会福祉事業を営む者を対象とした減免制度については、昭和 47 年に、市内の民間社会福祉施設の代表者から、下水道使用料減免についての陳情が提出されたことなどを受け、導入したものです。社会福祉施設の種別により、下水道使用料の 2 割、または 1 割を減免しています。なお、第一種社会福祉事業は、特別養護老人ホーム等、主に入所サービス事業で、第二種社会福祉事業は、保育所や障害者グループホーム、デイサービス等、主に在宅サービス事業になります。

令和 5 年度の減免実績はグラフのとおりで、金額で見ると 1.3 パーセント、排水量で見ると 1.5 パーセント、件数で見ると 3.2 パーセントが減免対象となっています。

現在使用料体系についての議論を進めていただいているところですが、先ほどの審議において、基本水量を 0 立方メートルとして進めていくことになりました。このため、個人を対象とする減免制度において、現在月 8 立方メートルまでとしている減免水量について、改定後の基本水量に合わせて 0 立方メートルにするのか、または現在の減免水量を維持して 8 立方メートルにするのかについて、議論をお願いできればと思います。

なお、参考として水道料金については、令和 6 年 10 月の改定の際に、8 立方メートルとしていた基本水量を、口径 13 から 25 ミリメートルの方は 4 立方メートルとしましたが、5 立方メートル以上お使いの方への影響に配慮して、当面は 8 立方メートルまでの使用水量を減額する措置を継続するとのことです。

水道料金の減免制度の検討に当たりましては、制度の継続を市から県に要望したような経緯もございますので、下水道使用料の減免制度についても継続する必要があると考えているところです。

以上で説明を終わります。

(会 長) ということで、基本料金がなくなってしまうと、単純に減免そのものもなくなるということになるわけですが、水道の場合は当面、今の8立方メートルのままでやられるということです。これについて何か御質問、御意見ございますか。

(委 員) 県の水道料金のやり方に合わせたらどうかと思います。

(会 長) そうすると、県は当面8立方メートルのまま、下水道も当面今のまま減免ということですね。経営戦略の予定ではまた3年後、改定議論を皆さんにさせていただかなければいけないですが、他にはよろしいですか。なければ次に、議題「(3) 鎌倉市公共下水道経営戦略の改定について」説明をお願いします。

(事 務 局) 議題「(3) 鎌倉市公共下水道経営戦略について」説明します。初めに、経営戦略の改定スケジュールについて説明します。資料7「経営戦略改定スケジュール」を御覧ください。画面には、同様の内容を投影しています。

公営企業における経営戦略は、3年から5年毎に行う改定を通じて、PDCA サイクルを確立することにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に資するものとされています。現在の鎌倉市公共下水道経営戦略は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間として定めたもので、令和7年度は、計画策定から5年目となります。そのため、今回、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間とした経営戦略の改定を、令和7年度内に行います。本審議会では、資料の一番下、令和8年2月頃の答申に向けて審議をいただく予定となっています。審議の回数は、今回を含めて全6回を予定しています。

では、経営戦略の改定について、各回に予定している主な審議内容を説明します。まず、令和6年度第5回、本日の審議会では、改定スケジュールの確認を行った後、経営戦略の全体構成案を説明する予定です。

次に、令和7年度第1回は5月頃を予定しており、経営戦略の各項目の内容を事務局において作成し、説明した後、御審議をいただく予定です。

次に、令和7年度第2回は7月頃を予定しており、第1回で御審議いただいた内容を踏まえて、各項目の説明を修正し、それを集約した経営戦略素案について説明を行い、御審議いただく予定です。また、投資財政計画につきましては、社会情勢等の変化を改定スケジュール上、可能な範囲で見極め、微修正等を行い、説明をする予定です。

次に、令和7年度第3回は9月頃を予定しており、第2回で御審議いただいた内容を踏まえ、修正した経営戦略素案について再度御審議いただく予定です。また、第3回で御審議いただいた経営戦略素案については、市の内部手続きを経た後、パブリックコメントを11月頃から12月

頃にかけて行う予定です。パブリックコメントは、市民参画の手法の一つで、広く市民等から意見を聞くとともに、説明責任を果たすことにより、公正で透明な開かれた行政の推進を図るものです。市民等から提出された意見については、十分に考慮し、経営戦略に反映するものとします。

次に、令和7年度第4回は11月頃を予定しており、令和8年2月の答申に向けて、答申案について御審議いただく予定です。

次に、令和7年度第5回は年明け1月頃を予定しており、11月頃から12月頃にかけて行うパブリックコメントの意見募集の結果を報告します。その際、経営戦略案を修正した場合には、修正した内容についても報告を行います。また、第4回審議会の協議を踏まえて、再度答申案について協議いただく予定ですが、答申前の最終の審議となるため、ここで内容を確定いただく予定となっています。そして最後に、令和8年2月頃に答申をいただく予定となっております。

なお、ここに記載しているスケジュール以外にも、下水道使用料の改定に向けた審議を継続して行う予定で、5月頃に行う令和7年度第1回では、各使用料区分における単価について御審議いただき、令和7年度第2回以降は、使用料改定に関しての答申案について協議いただく予定です。

続きまして、経営戦略の全体構成案について説明します。まず、経営戦略の全体構成案の作成に当たり、前提条件としては、総務省が示す「経営戦略確認リスト」の必須事項及び本市が活用する社会資本整備総合交付金の交付要件を満たすよう作成しており、今後作成する内容は、「経営戦略策定・改訂ガイドライン」や「マニュアル」を基に作成してまいります。なお、ガイドラインやマニュアルなどは、本日から参考資料冊子②として、机上に配付していますので、適宜御覧ください。

では、資料8「経営戦略の全体構成（案）」を御覧ください。画面には同様の内容を投映しています。今回改定後の経営戦略の全体構成案を作成するに当たっては、改定版として構成が分かりやすくなるよう、現在の経営戦略から見直しを行っています。資料の左側に、現在の経営戦略である経営戦略2021の全体構成を、右側に改定後の経営戦略2026の全体構成案を記載しており、矢印で、現在の経営戦略の項目が、改定後、どの項目に記載するかを表しています。説明は、右側の改定後の経営戦略2026を中心に行います。

まず、「はじめに」です。「はじめに」は、現在の経営戦略と同様に記載を行うもので、内容は、経営戦略策定の背景や改定の目的などを記載します。

次に、「1 経営戦略の位置づけ」は、現在の経営戦略で、「1 事業概要」に記載している内容と同様に、市の行政計画との関連性、それを踏まえた経営戦略の位置づけについて、記載を行います。

次に、「2 経営戦略2021の取組状況・評価」です。今回の改定は、経

営戦略の策定後、初めての作業であるため、現在の経営戦略に記載はありませんが、「4 投資・財政計画」に記載している投資計画に対して、その取組状況・評価を記載します。

次に、「3 事業環境の変化」です。現在の経営戦略では、「2 将来の事業環境」に記載している項目ですが、今回の改定では、将来だけではなく、現在の経営戦略を策定した令和3年度から現在までの事業変化についても、追加で記載をします。

次に「4 課題の整理」です。現在の経営戦略では、「1 事業概要」に記載していた「課題の整理」について、現在の経営戦略の取組状況や将来の事業環境を踏まえて、内容を更新し記載します。

次に、「5 経営の基本方針」は、現在の経営戦略では、「3 経営の基本方針」に記載されており、現在の経営戦略を踏襲し、「予防保全への転換」「下水道施設の脆弱性の解消」「経営健全化」の三つを経営の基本方針として記載します。

次に「6 主な取り組み」です。現在の経営戦略では、「4 投資・財政計画」に記載しているもので、現在の経営戦略の取組状況や将来の事業環境を踏まえて、内容を更新し記載します。なお、各事業は、今年度に行った投資・財政計画の試算に当たり作成し、令和6年度第3回審議会で配付した資料である「主な投資計画総括表」を基に記載します。

次に、「7 投資・財政計画」です。現在の経営戦略では、「4 投資・財政計画」に記載されているもので、今年度に試算を繰り返してきた投資財政計画について、その内容を記載します。

最後に「8 進捗管理・検証・見直し」です。現在の経営戦略と同様に、PDCA サイクルを機能させる取組について記載します。

この他に資料編として、「鎌倉市下水道事業の現状」について、現在の経営戦略では「1 事業概要」として本編に記載していますが、改定後の経営戦略では、全体の構成の流れを踏まえ、資料編として記載します。

以上が改定後の経営戦略の全体構成案となります。

今後、事務局では、次回、令和7年度第1回審議会に向けて、この全体構成案に基づき、各項目の内容を作成してまいります。本日は、この全体構成案について、説明したのですが、現時点で具体的に記載してほしい項目や内容がございましたら、事務局宛に御意見等をお願いいたします。御意見については、事務局宛に4月11日金曜日までに電子メールにて送付いただきますようお願いいたします。なお、様式はございませんが、参考に資料8の別紙「意見提出用紙（参考）」を配付しましたので、こちらを御使用いただいても構いません。こちらの参考用紙につきましては、会議終了後、電子メールでも送付します。なお、御意見等がない場合には、御提出や御連絡は不要です。また、いただきました御意見につきましては、取りまとめて次回の審議会に配付します。

以上で説明を終わります。

(会長) ありがとうございます。事務局から、経営戦略についての改定スケジュール、それから全体構成の作り方について御説明がございましたが、特に全体の構成、こういった項目立てについて、記載したい項目、内容がございましたら、御意見いただけますでしょうか。

「こういった視点が抜けている」とか、特にこの点をしっかり書いておくようにということでも構いません。

今回、まず過去の経営戦略を作ってから取組の進捗とかをまず評価した上で、世の中が変わってきていることも考えて、課題を再整理する項目や重点、後ほどでも構いませんので、お送りいただければと思います。

(委員) 市の特色として鎌倉はすごく観光客が多いです。お寺にあるトイレは、今、公衆トイレになっていて、ものすごい人が使います。例えば、その公衆トイレを使うときに有料化をするとか、そういうことについて、予定はないのかなと思ったのですが。

(幹事) 公衆トイレですが、実は鎌倉市でも課題として捉えておりまして、実は下水道事業が公衆トイレを提供しているわけではなく、観光や環境の面で設置しています。あとは市で不動産を管理している部署があるのですが、そこが設置していたりということがありますが。実はチップ式トイレというものも、鎌倉の駅前にはあったりするのですが、これについて有料化とかは今後、市の上位計画という言い方をするのですが、公共施設再編計画ですとか、社会基盤施設マネジメント計画、社会基盤施設とは、下水道を含めた、道路ですとか公園ですとか、そういったインフラ部門での議論というのが、おそらく深まっていくのではないかと考えております。なお、下水道使用料については徴収をしております。

(会長) 他には何かございますか。後ほどまた、気付かれたことをお送りいただくということで、今日もいろいろな御意見ございましたけれども、事務局でまた作業を進めていただければと思います。

今日緊急点検の話、使用料の話、それから経営戦略についてありましたけれども、何か全般を通じて、御発言がなかった方も何か御感想とかいかがでしょうか。

(委員) 教えてもらいたいことがあって、全然関係ないかもしれませんが、今、下水道管の老朽化のことは言われているのですが、鎌倉市は一般住宅でもすごく古い家が多いので、排水の詰まりとか木の根っこが詰まったとかというのがすごく多いのです。その修理代について、非常に高額になった場合とか、一般住宅では何か補助金とかあったりしないのかと思うのですが。

(担当課) 現在補助金としてお出ししているのは、切り替えのときの補助金のみで、一般の家の修繕に対する補助金はありません。ただ、共同施設下水道ですとか、ポンプの老朽化に対する補助だけ行っているのが現状になります。

(委員) いくら以上になった場合に、少しだけ何か補助金が下りるとかそういうのがあったらと思いますが、一般住宅は難しいですね。

(担当課) ひとまず御意見として伺っておきます。ありがとうございます。

住宅をお持ちの方に税からお送りする書類の中に、「共同施設下水道の老朽化の補助金がありますよ」というのを入れて、今年新たにお配りをさせていただく予定になっています。

(委員) 都市整備部長にお尋ねします。前回の審議会のとき、財政課の方から、繰越利益剰余金が、鎌倉市の財政規模から見ると多いのではないかと、という話があったかと思いますが、その辺のことについて役所の部長会等で何か意思統一されるようなことはあったのでしょうか。

(幹事) 繰越利益剰余金ということに限ってというお話はないです。ただ、違うステージで、市長と財政課長、我々という中で、その取扱いというのは、下水が剰余金として持っていた方が良いのか、市として持っていた方が良いのかというのは、具体的に実際やったことはございます。

(会長) いろいろ御意見ありがとうございました。それでは以上をもちまして審議を終了したいと思います。誠にありがとうございました。

以上